

板倉町イメージキャラクターデザイン使用の注意点

「いたくらん」に関する著作権は町に帰属しています。デザインの使用にあたっては、この資料に記載された内容のほか「板倉町イメージキャラクター使用取扱要綱」を十分ご確認のうえ、遵守してください。



指定されたカラーを
変更しないでください



縮尺比（縦横比）を
変更しないでください



構成物を分離したり、
転用しないでください



タイトル文字などを
重ねないでください



一部を隠したり、
追加しないでください



表情を変えたり、
切除しないでください